

議会運営委員会記録

令和3年9月6日（月）

開議 14時 58分

閉議 15時 49分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和3年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和3年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

資料1-1～1-3

- 追加提案の内訳は、一般会計補正予算 1 件、同意案件 2 件
- 4 号荷さばき所にかかる議案第 70～72 号は一括質疑で行うことが了承

(2) その他

- 最終日に一般会計補正予算を提出予定

2 請願者等の意見陳述

- (1) 陳情第218号 はまだ市民一日議会等における●●議員の発言の訂正・撤回・謝罪を求める陳情について
- (2) 陳情第244号 傍聴人の発言（指摘・真実を述べる発言・執行部の誤りを訂正する発言等）の機会・許可を求める陳情について
- (3) 陳情第245号 個人が撮影した動画のYouTubeの配信及び撮影の可否基準の明確化を求める陳情について
- (4) 陳情第246号 陳情審査時に出された反対意見の掲載を求める陳情について
- (5) 陳情第247号 浜田市議会議員政治倫理審査会の委員へ市民を追加することを求める陳情について

3 陳情審査

- (1) 陳情第218号 はまだ市民一日議会等における●●議員の発言の訂正・撤回・謝罪を求める陳情について **【賛成少数 不採択】**
- (2) 陳情第244号 傍聴人の発言（指摘・真実を述べる発言・執行部の誤りを訂正する発言等）の機会・許可を求める陳情について **【賛成少数 不採択】**
- (3) 陳情第245号 個人が撮影した動画のYouTubeの配信及び撮影の可否基準の明確化を求める陳情について **【賛成多数 採択】**
- (4) 陳情第246号 陳情審査時に出された反対意見の掲載を求める陳情について **【賛成多数 採択】**
- (5) 陳情第247号 浜田市議会議員政治倫理審査会の委員へ市民を追加することを求める陳情について **【賛成なし 不採択】**

4 その他

→特になし

【次回議会運営委員会】 令和3年9月29日（水）午前9時30分～ 全員協議会室
一般会計補正予算の説明

※全員協議会終了後にも議会運営委員会は予定通り実施

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[14 時 58 分 開議]

笹田委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は10名で定足数に達している。ではレジュメに沿って進める。

1 令和3年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和3年9月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

笹田委員長

総務部長。

総務部長

(以下、資料をもとに説明)

笹田委員長

では付託先、局長から願います。

古森局長

(以下、資料をもとに説明)

1点、9月1日に提案させてもらった議案第70号、71号、72号の、4号荷さばき所の関係だが、建築主体、電気設備、機械設備、これ全て関係があるので、一括質疑の形を取らせていただければと思うが、よろしいか。

笹田委員長

ただいまの説明について質疑等あるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので次に移る。

(2) その他

笹田委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部は退席されて構わない。暫時休憩する。

[15時 02分 休憩]

[15時 05分 再開]

2 請願者等の意見陳述

笹田委員長

会議を再開する。今回付託されたうち、陳情5件について意見陳述の希望があったので実施する。流れを確認する。陳述者から陳情の趣旨や意見等、書面では伝えきれなかったことを述べていただき、その陳述内容や陳情について委員から陳述者へ確認、質疑を行う。陳述者から委員への質疑はできない。

また、陳述者の意見陳述時間は1件につき3分以内である。副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを1回鳴らすので終了していただきたい。

意見陳述の内容は当該陳情に係る内容とし、当然ながら個人情報

に関することや誹謗中傷の発言は行わないようお願いする。

なお、委員長の指示に従わない場合は意見陳述を中止するので承知おきいただきたい。

この意見陳述を全て終了した後、引き続き審査、採決、陳情審査、採決を行うのでよろしく願います。

なお、今回の陳情に当委員会の委員が該当しているため、陳述、審査及び採決で該当委員の除斥を求める。では意見陳述に入る。

(1) 陳情第218号 はまだ市民一日議会等における●●議員の発言の訂正・撤回・謝罪を求める陳情について

笹田委員長

意見陳述に入る前に、浜田市議会委員会条例第31条の規定により当該委員の除斥を求める。

《 当該委員の退席 》

それでは意見陳述をお願いします。

陳述者(有田氏)

お手元にある資料に追加してお伝えしたいことがある。まず、この内容については、私の意見なのか、それとも私が発言したものが真実なのか、事実なのか、意見なのか、ここを峻別して確認していただきたい。

私の伝えたことは事実ではないかのように言われていたこと、これは私の人権を著しく侵害していると思っている。これから証拠を提示するので、ぜひ委員に事実を確認していただき、それ相応の対応をしていただければと思う。

証拠については後ほど各委員に配られると伺っているが、令和元年、令和2年、広域行政組合が監査資料として当該議員に提出しているものである。議員はこの監査資料の中で、明確に私の発言内容に一致した内容の記載を確認できたはずである。それにもかかわらず私の発言が事実と異なるかのように言っていたことが問題だと私は言っている。

はまだ市民一日議会（以下、市民一日議会）やその反省会として7月27日、全員協議会において私の発言があたかも事実と違うかのような批判を繰り返されていた。このため私の信用は著しく人権侵害された。私は専門職だと伝えたが、介護の情報を誤認していたかのように広く市民に発信されてしまったために、私の仕事に重大な影響が出ている。これは誹謗中傷であり、名誉棄損、営業妨害であると私は考えている。

議会におかれては、この市民一日議会において発生した問題を、例えば議会広報広聴委員会に委ねるとか、もしくは対個人の問題として解決してくれというようなことでは、あまりに無責任だと思う。あくまでも主催は議会なので、この虚偽発言に対して責任追及を議

会としてしっかりしていただきたい。

中学生、高校生も参加した画期的なイベントであった会なので、当該議員の発言のように、この議会の目的が理解できないと言われていたり、円滑な議事進行を妨げた責任は非常に重いと思っている。市議会として責任を持って、適切な対応を求める。よろしく願います。

笹田委員長

陳述が終わった。この件について陳述者へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

なければ次へ行く。当該委員の除斥を解く。

《 当該委員の着席 》

(2) 陳情第244号 傍聴人の発言（指摘・真実を述べる発言・執行部の誤りを訂正する発言等）の機会・許可を求める陳情について

笹田委員長

陳述者(森谷氏)

意見陳述をお願いする。

傍聴人、これは陳情者も、陳情し終わった後は市役所と議員との会話のときには傍聴人になるので、それも含めた意味だが、傍聴人の発言機会を求める陳情についてである。

真実を述べる発言、執行部の誤りを訂正する発言、このような重要な発言に限らせて考えている。

まず結論だが、議長、委員長、及び議員は自らの職務の真の目的を意識し、情報に耳をふさぐことなくみずからの権限で可能なことなら間違いを正す程度の市民の発言を許可すべきことを検討してもらいたい。

まず浜田市役所、これは執行部とも言われたりするが、浜田市役所は地方自治法により存在し、目的が決められている。例えば住民サービス、合理的に努める、違反な事務をしてはならないということである。違反な事務をしたら無効になる。つまり間違っただとわかっているかもしれないところを訂正せずに進んだ場合は違反な事務になり結論は無効になる。間違っただ情報、結論が違ふと。

ミキサーでジュースをつくるのに砂糖と塩を間違えて入れたとか、ソースとしょうゆを間違えて刺身を食べたとか、カレーも間違えて違うものをかけてしまったとか、こういうことである。使い物にならない。

一方議員、議会には、議会基本条例、これで市民参加を進めるといふ大目的のために議会を公開したりしている。

こういう事実があった。浜田市の課長の発言が間違っているもの、市民が指摘したに過ぎない。地方自治法や議会基本条例に照らして、次に言うどちらにすべきかである。

まずこれ、課長の発言が間違っている可能性があっても傍聴して

いる市民には発言の権限がないとして門前払いをし、シャットアウトする。こうあるべきものが本来の姿なのか。それとも次、正しいかもしれない市民に発言させて確認する。これがあるべき姿なのか。考えてほしい。市民参加が基本条例の大きな目的の一つである。委員長は市民の発言を許可し確認すべきだが、聞こえているのだから少なくとも課長に確認し、審議の発言を議事録に残すようにしなければ、基本条例の市民参加という大きな目的にも反するのではないかと思う。

再び結論だが、議長、委員長、及び議員はみずからの職責、目的を意識し、情報に耳をふさぐことなく、みずからの権限で可能なことなら発言の間違いを正す程度の市民の発言を許可すべきと検討してもらいたいと思う。

笹田委員長

陳述が終わった。陳述者へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

なければ次へ行く。

(3) 陳情第245号 個人が撮影した動画のYouTubeの配信及び撮影の可否基準の明確化を求める陳情について

笹田委員長

陳述者(森谷氏)

陳述者、お願いします。

個人が撮影した動画のYouTubeの配信及び撮影の可否の基準の明確化を求める、ということである。

結論、現状のYouTubeアップ、撮影の基準の明確化をしてほしい。市民一日議会に係る全員協議会などで、議員が、「事務局がYouTubeに議会をアップするということで、市民は撮影しない。市民はYouTubeにアップしないという約束があった。議会がアップするから市民がしないという約束があった。」と発言された。川神議長が議長になられたときに、開かれた議会を掲げて当選された。その直後から、委員会での発言が可能になり、委員長の判断にもよるが、写真撮影、ビデオ撮影が許可された。また公の材料や個人の材料を使つての発言は規制する理由もない。

議会事務局がYouTubeに議会をアップする、それと引きかえに市民は撮影しない、YouTubeにアップしないという約束があったという発言、これが正しいのかどうか。これをはっきりしてもらいたいと思う。

結論、現状のYouTubeアップ、撮影の基準を明確にしてほしい。浜田市の議会について同様に検討してほしい。市民はずっと違反していたのか。ずっと3年間、4年間、注意も一度も受けてない。この状態が違反だと言われるのなら、明確にしてそのことも含めて判断すべきだと思う。

笹田委員長

この件に関して陳述者へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)
ないようなので次へ行く。

(4) 陳情第246号 陳情審査時に出された反対意見の掲載を求める陳情について

笹田委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者(森谷氏)

陳情審査時に出された意見の掲載を求める陳情なのだが、結論として陳情の採択についてまず、採択された、採用されたというときに、反対意見もホームページにアップしてほしいということ。理由は、本会議は可決されたものについて、反対した人の反対意見も一緒に掲載されている。しかし陳情についてはそうはされてない。採決されたものについては反対意見は載せてない。陳情についても同じように、可決・採択分についても反対意見を掲載してほしい。これらをホームページで公開することを求めるものである。

笹田委員長

この件に関して陳述者へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

では次に移る。

(5) 陳情第247号 浜田市議会議員政治倫理審査会の委員へ市民を追加することを求める陳情について

笹田委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者(森谷氏)

政治倫理審査会、議会の中での裁判所みたいなものである。その委員について。市民、これは職員も含めるが、市民を追加することを求める。今は市民が除かれている。

政治倫理条例について追加検討してほしいのだが、他市は市民も入っている。ほとんどの市が市民も入っている。そして我が浜田市議会は基本条例において市民参加を大目的にしている。大目的にしながら、政治倫理審査会の委員に市民が除かれているということは、議会基本条例の大目的に矛盾するものである。これを矛盾しない形で、当然のごとく市民も追加検討してほしいということである。

笹田委員長

この件に関して陳述者へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

では次に移る。

3 陳情審査

笹田委員長

委員からご意見をお聞きする。ここで皆に1点お願いがある。採択・不採択では聞き取りにくいので、発言時には「賛成・反対・継続審査」と述べていただく。なお反対の場合は必ず理由を述べるようお願いする。

採決に入る前に自由討議の希望があるか。

(「なし」という声あり)

では採決に入る。

(1) 陳情第218号 はまだ市民一日議会等における●●議員の発言の訂正・撤回・謝罪を求める陳情について

笹田委員長

ここで浜田市議会委員会条例第31条の規定により、当該委員の除斥を求める。

《 当該委員の退席 》

ではご意見を伺いたい。ご意見のある方は。

沖田委員

確かに発言に対してそれを否定したということに関しては、いかなものかとまず思う。その上で、先ほど陳述者も「著しく名誉を傷つけられた」とおっしゃっていた。まず、当該議員が何について間違っているのかをきちんと説明するべきだろうと思う。それをしないことには何の解決にならないのかと思うが、ただ、この陳情を採択ということには少し、議会としてはなじまないような気がしているの、私は反対としたい。

笹田委員長
柳楽委員

ほかにご意見は。反対の方は意見を述べるようにお願いします。

陳述者が言われているお気持ちも理解できる部分はある。ただ、私今回の市民一日議会で出されたものについて、福祉環境委員会にいただいているので、今回の委員会の所管事務調査の中でこのことについて執行部にいろいろと聞いていくことにしている。そういった中で陳述者が言われたことが正しいのかも、おのずとわかってくるのかと思うので、そういった形でさせていただくほうがよいかと思っている。我々が言われた議員に対してどうこうというのは難しいかと思うので、できれば私の気持ちからすると、議長から再度対象の方に、何かしらこの陳述者とお話ししていただきたい、というような呼びかけをしていただくとか、そういった方向のほうがよいのでは。

澁谷委員

私どもの会派は話が割れている。1点目としては、今はSNS等で当該議員がきちんと説明していないとか、逃げ回っているような印象の情報も流れており、それは1階から4階の職員からも厳しい指摘を受けているところである。その辺についてはきちんと対応すべきではないかという意見と、もう一方は、謝罪まで求めるというのが、まだ事実としてはどうなのか明確化していないところもあるので謝罪まで求めるのは行き過ぎなのではないかという、二つの意見が会派内で対立している。

道下委員

当会派の会長がおっしゃったように、うちの会派は二つに分かれており、私は会長と同じ意見である。

三浦委員

会派でも話をしているので、先ほど沖田委員からもあったような結論にはなるのだが、陳述者、陳情者の発言の意図は酌み取るところではあるが、議員個人の発言に対して議会全体として撤回や訂正

- を求めたりするのはなかなか難しいのでは、というところに至っている。この陳情に対しては趣旨は理解しつつ、結論としては反対ということになるかと思う。
- 飛野委員 一応結論としては反対ということになる。うちの会派でも十分この件について話をしている。その中で、理由については今三浦委員が述べたとおりである。
- 芦谷委員 反対である。理由だが、この文面を拝見すると事実がよくわからない。事実をもう少し精査しながら、場合によっては仲介の労を取る人がいて双方の理解をとく、こういった努力が必要だと思っている。したがって、いきなり陳情に「訂正、撤回、謝罪」というところまでは一足飛び過ぎるので、もう少し事前の仲介の労を取ることも含めて双方の誤解を解くことだと思っている。
- 川上副委員長 もう一つは、市民一日議会はいわば議会の正式な行事ではあるが、こうした議会の平場に出る前の段階なので、もう少し双方が、発言者も議員もことを穏便に進めていって、可能な限り発言者の意見を酌み取る、議会の気持ちを伝える、そういった双方の歩み寄りが、市民一日議会での発言者と議員、双方の責任だと思っている。
- 私この陳情に対して、発言の訂正・撤回に関しては、発言の自由の原則というのが述べられているように、このことは発言された議員の責任においてなすべきことだろうと思う。ただし、謝罪を求めておられるので、謝罪についてはこの場で、または議会がその方に謝罪をとすることはできないと思う。陳情者の気持ちは非常にわかるが、謝罪までは無理なので、このことに関しては不採択と考えている。
- 笹田委員長 意見が出尽くしたので採決したい。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める
- 《 賛成者挙手 》
- 挙手少数である。本陳情は採択しないものと決した。当該委員の除斥を解く。
- 《 当該委員の着席 》

(2) 陳情第244号 傍聴人の発言（指摘・真実を述べる発言・執行部の誤りを訂正する発言等）の機会・許可を求める陳情について

- 笹田委員長 採決に入る前にご意見を伺いたい。反対の場合は必ず理由を述べてもらいたい。
- 柳楽委員 傍聴人全てにこれをとると問題があるかと思っている。例えば請願や陳情で、それでも意見陳述していただく機会もある。そこでしっかり理解できるようにその方に質問をすることもさせていただいているので、よほどのことがない限り傍聴者の発言を許可するという事はないと私は思っている。

川上副委員長	これに関しては現在当議会においては、傍聴人発言の機会は認められていないが、他市の一部の議会においては、委員会またはそれを中断して休憩して、意見を述べる機会、模擬公聴会を設定しているところもあるように聞いている。したがってこのことに関してはぜひ、再度検討する必要があるのではと考えている。
芦谷委員	そういった仕組みがない段階では反対である。もし市民参加や市民の声を拾い上げることが必要であれば正式に、傍聴人の発言について公聴会など、しっかりした議論をしながら仕組みをつくったらと思っている。現段階ではこの陳情については反対である。
岡本委員	傍聴人の方が発言されることについては規定の中で進めなければいけない。先ほど今後の課題ということは述べられた。そういう中においては検討する余地があるとは思いますが、現時点は許可できないと私は思っている。
澁谷委員 道下委員 三浦委員	検討すればよいのでは。 私も会長と一緒にある。 当会派では、さまざまなご意見を市民がお持ちであることはあるかと思う。そのご発言に関しては本会議や委員会の前後にしっかり議員が伺う、これは大前提としてあると思う。そういったところで市民参画の議会はきちんと担保しつつ、委員会・本会議等においては議員が参加して、執行部とのやりとりの中で、そうしたルールの中で進めるのがスムーズな進行になるのではないかと。したがって今回の陳情については反対ということで、会派内では相談した。
笹田委員長	発言のない方は会派の意見と同様ということか。 (「はい」という声あり)
笹田委員長	意見が出尽くしたので採決したい。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める 《 賛成者挙手 》 挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。

(3) 陳情第245号 個人が撮影した動画のYouTubeの配信及び撮影の可否基準の明確化を求める陳情について

笹田委員長	採決に入る前にご意見を伺いたい。反対の場合は必ず理由を述べてもらいたい。
三浦委員	これも会派の総意として申し上げる。陳情者のご指摘のとおり整理しておくべき内容だと思うので、会派は賛成ということで一致している。
柳楽委員	賛成の意見なのだが、現在も撮影については許可されているので特に問題はないのかと思っているが、ただ一つだけ、気をつけていただきたいというか、撮影される際にコメントを入れられることがある。そのときに、やはりその声は委員会審査内などでどうしても

- 入ってくるので、撮影はよろしいが、それに対してコメントを入れたり、声を発するのはできるだけやめていただきたい。その部分だけ申し添えて賛成である。
- 道下委員 議会は皆が前々からおっしゃるように原則公開である。いろいろな面を考えて、その対策を打っていけばよい。こういう陳情に対しても賛成していくべきだと思う。
- 川上副委員長 当議会も既に原則公開化しているので何ら問題ないのだが、ただしY o u t u b e等にアップされる場合、コメントを加えることはY o u t u b eにアップされた方のご責任だと思うのでその点だけ注意されるように考えている。したがって特段これについては採択する必要があろうかと思う。
- 芦谷委員 Y o u t u b eについてはそれほど理解が深くないのだが、こうして市議会として前に向けて対応している。しかし現状を見ると、やはり流すからには客観的に事実を、ある程度ことを意図的に誘導するような内容を避ける、それも含めてしっかりした、趣旨は賛同するが中身についてはしっかりと精査が必要だと思っている。
- 岡本委員 撮影可否の基準は決めるべきだろうと思っている。これまでに私の認識、また会派では、動画をという話がある中で、その後この議会は公開されてY o u t u b eにも発信されている。その状態で使えばよいのではないかと私は考えている中に、そこに個人のもを今のような形で自分の形、私的な形で発信されることについて少し課題がある。そういうところから、可否の基準については明確にすべきだと。このたびの分については私は反対ということで。会派はそういう意識を持っている。
- 笹田委員長 意見が出尽くしたので採決したい。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。
- 《 賛成者挙手 》
- 挙手多数により、本陳情は採択すべきものと決定した。

(4) 陳情第246号 陳情審査時に出された反対意見の掲載を求める陳情について

- 笹田委員長 採決に入る前にご意見を伺いたい。反対の場合は必ず理由を述べてもらいたい。
- 三浦委員 これも会派の総意として申し上げる。今陳情審査については全体的に整理をしているところだと思うので、今回の陳情の反対理由の公開についても同様に、一連の陳情審査の過程の整理の中で、一緒に審議してはどうかと。今ちょうど審議中なので、継続ということ取り扱ってはどうかというのが、会派内でまとまった意見である。
- 笹田委員長 継続という意見があったので、先に継続審査とすべきかどうか諮りたい。本陳情は継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数である。よって本陳情を継続審査とすることは否決された。ではその他意見を述べてもらいたい。

柳楽委員

うちの会派で話をした中では、それぞれ委員会で陳情審査をして採決を行う際に、理由はきちんと、反対であればなおさらのこと、反対理由をきちんと述べてもらうようにしているので、例えば請願とは少し扱いが違ってくるところがあって、陳情で採択であっても反対理由をとというのは特に必要ないのではないかとということで話をしている。

澁谷委員

現状、反対意見は委員会の審査で出ており、それをただホームページに載せるだけなので、載せればよいのではないかとというのがうちの会派の意見である。

芦谷委員

結論から言えば反対である。陳情とはごまん市民の陳情がある。したがって幅広い意見もあったりする。委員会で審査しても全部が全部、委員がしっかり掌握できない場合もあったりする。したがって委員会で議論して結論を出す場合には、結論だけ、採択・不採択、これだけでよい。

笹田委員長

反対ということか。

芦谷委員

はい。

岡本委員

陳情審査についての理由を述べる必要もない。賛成か反対かで、採択か不採択かでよいと思っている。

川上副委員長

せっかくこうして陳情も審査するので、賛成・反対の意見が出ていたので、そのことに関してはホームページに上げるという方策を取るのが必要だと思うので、このことに関しては採択と考えている。

三浦委員

先ほど継続と申し上げたが、賛否については審査の中で明確に各委員が述べているので、それを掲載することは今の流れでいけば掲載はしてもよいものと思っている。ただし陳情審査全体を今どうするかを整理している段階なので、我々の会派としてはその取り扱いと一緒に、まとめて審議したほうがよいのではないかと申し上げた。ここで賛否をとということであれば、きちんと反対理由を掲載することは賛成という立場で意見を申しておきたい。

沖田委員

私も同じようにホームページに理由を掲載することに関しては賛成と思う。

飛野委員

継続と思っていたが、掲載してもよいと思う。申し送りをする部分もあるので、それも併せてお願いしたい。

笹田委員長

意見が出尽くしたので採決したい。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数である。本陳情は採択するものと決した。

(5) 陳情第247号 浜田市議会議員政治倫理審査会の委員へ市民を追加することを求める陳情について

- 笹田委員長 採決に入る前にご意見を伺いたい。反対の場合は必ず理由を述べてもらいたい。
- 道下委員 議員間同士で十分だと。会派でいろいろな意見があったが私自身は採択しない。
- 柳楽委員 議会でも、以前は議員だけとなっていたが今は有識者を加えた。その有識者も市民の方ということがあるので、そういった意味でこれに対しては反対の立場である。
- 三浦委員 有識者を含める、含めないについても委員会で議論されて今の条例改正に至ったということを確認している。本件については市民の方々をここに含めるかどうかという内容と理解しているが、これについても他市事例を見ながら議論をしっかりと判断するべきではないかということで、今の段階ではなくもう少し議論を深めるべきだということで、当会派はこれは継続審査をするべきではないかという結論に至っている。
- 笹田委員長 ただいま継続審査をするべきという意見があったので、先に継続審査とすべきかどうか諮りたい。本陳情は継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。
- 《 賛成者挙手 》
- 挙手少数である。よって本陳情は継続審査とすることは否決された。引き続き意見をお願いします。
- 芦谷委員 現行のままでよいと思うので、これについては反対である。
- 岡本委員 もともと浜田市議会議員政治倫理審査会、道下委員からもあったが、議員の中で行われていたものを、このたび有識者を入れたのが前進であり、有識者は市民の代表という位置づけで思っている。したがって市民を追加するというこの案件については反対である。
- 沖田委員 議員定数等議会改革推進特別委員会ですと議論してきた。一応市民という位置づけで有識者を入れ込んだ経緯もあるので、この陳情については反対である。
- 三浦委員 他市の事例を見ると、有識者と市民は分けて考えられている事例がある。有識者とは専門知識を有していることを指しており、必ずしもそれが市民とは位置づけられないのではないかと個人的には考え、会派でも意見を申し述べた。したがって先ほど申し上げたように、もう少し議論するべきではないかということで、会派では継続ということに至ったのだが、継続が認められないということであれば、この段階では市民参画することは判断が難しいとなるので、陳情に対しては反対となる。
- 飛野委員 同じ会派の三浦委員が反対と言われた。理由は述べられたとおりである。

川上副委員長

現状では陳情において求められている内容について、検討の必要性はないと私は判断するので反対。

笹田委員長

意見が出尽くしたので採決したい。本陳情について採択とすることに賛成の委員の挙手を求める

《 賛成者挙手 》

挙手なしにより、本陳情は採択しないものと決定した。

以上で陳情審査を終わる。

4 その他

笹田委員長

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では次回の日程をお知らせする。今回は先ほどの最終日に提案される議案があるため、9月29日の9時30分から全員協議会室で行いたい。よろしいか。

(「異議なし」という声あり)

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有していただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[15 時 49 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 笹田 卓